

## 労働安全衛生規則等の一部を改正する 省令案に関する意見募集について



厚生労働省は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」）等の一部を改正する案についてまとめ、令和元年 12 月 3 日から令和 2 年 1 月 6 日までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行いました。改正案では、特殊健康診断及び健康管理手帳制度における健康診断のうち、化学物質を取り扱う有害業務に係る健康診断について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、安衛則、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号。以下「鉛則」）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号。以下「四鉛則」）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」）において所要の改正が行われ、令和 2 年 2 月に公布予定、令和 2 年 7 月 1 日に施行予定です。

### <改正案の概要>

- (1) 四アルキル鉛について、健診項目及び健診頻度を鉛に係るものと同様とする。（四鉛則関係）
- (2) 尿路系に腫瘍を発生させるリスクが高い物質について、健診項目に「尿中の潜血検査」等を追加する。（特化則関係）
- (3) 特化則第 2 条第 1 項第 3 号の 3 に規定する特別有機溶剤等について、健診項目に「腹部の超音波による検査」等を追加する。（特化則関係）
- (4) カドミウムについて、健診項目に「血液中のカドミウムの量の測定」等を追加する。（特化則関係）
- (5) その他、肝機能検査、腎機能検査等の見直しや、健診項目への「作業条件の簡易な調査」の追加等を行う。（有機則、鉛則、四鉛則及び特化則関係）
- (6) (2) に合わせて、健康管理手帳制度における健診項目の見直しを行う。（安衛則関係）
- (7) その他、所要の規定の整備を行う。

当社は、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2019 年 12 月 3 日付

電子政府の総合窓口(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000195042>)を加工して作成

分析技術箇所 金井佑生

